

役員等及び第三者委員等取扱要綱

社会福祉法人ほほえみ福祉会

(目 的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人ほほえみ福祉会の役員等及び第三者委員等の報酬並びに慶弔金に関する事項を定めたものである。

(役員等及び第三者委員等の定義)

第 2 条 この要綱で「役員等」とは、社会福祉法人ほほえみ福祉会理事会において選出された理事、監事及び評議員を言う。また、「第三者委員等」とは、社会福祉法人ほほえみ福祉会苦情解決実施規定における第三者委員及び評議員選任・解任委員会における外部委員の他、同様に理事会を経て選出された「役員等」以外の役職に就く者を言う。

(報 酬)

第 3 条 理事長の招集する理事会等に出席した役員等及び第三者委員等には、1人あたりの各年度の総額の上限を30,000円として、一回あたり3,500円以内を報酬として支給する。

(慶弔金)

第 4 条 現役役員等及び第三者委員等の見舞金等を含む慶弔金については、10,000円を上限として理事長の専決事項とする。

附 則

この要綱は、平成29年 2月 1日から施行する。
平成30年6月22日 一部改正